

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（故障車のけん引）</p> <p><b>第11条</b> 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により当該故障等に係る自動車又は一般原動機付自転車（以下この条において「故障車」という。）をけん引することがやむを得ない場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、<u>当該故障車</u>をけん引することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>故障車に係る</u>運転免許を受けた者を当該故障車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操作させること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（道路使用の許可）</p> <p><b>第14条</b> 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は<u>自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる</u>実証実験をすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（故障車のけん引）</p> <p><b>第11条</b> 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由による自動車又は<u>原動機付自転車</u>（以下「故障車」という。）をけん引することがやむを得ない場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、<u>その故障車</u>をけん引することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その故障車にかかる</u>運転免許を受けた者を故障車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操作させること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（道路使用の許可）</p> <p><b>第14条</b> 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が<u>電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車</u>を走行させる実証実験をすること。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。